

## 第4回新居浜市旧端出場水力発電所保存活用計画策定委員会議事録

日時 平成28年7月28日(木) 13:40～16:30

場所 新居浜市役所 消防庁舎4階コミュニティ防災センター研修室

(出席)

委員 4名

末岡 照啓 委員長、花里 利一 委員、前島 正裕 委員、矢ヶ崎 善太郎 委員

オブザーバー

愛媛県教育委員会事務局文化財保護課係 高市 直樹 係長

愛媛県教育委員会事務局文化財保護課係 土手内 広樹 主事

ワーキンググループ 7名

原企画部長、小松環境保全課長、河野衛生センター所長、庄司都市計画課長、秋月道路課長、高須賀建築住宅課長、高橋運輸観光課長、横井別子銅山記念図書館長、久葉広瀬歴史記念館長

事務局 5名

企画部別子銅山文化遺産課 秦野、藤田、濱岡

広瀬歴史記念館 土岐

都市計画課 山下

受託者(保存活用計画策定業務) 3名

株式会社文化財構造計画 富永 善啓、渡邊 智子、二神 綾子

傍聴者 1名 愛媛新聞社

始めに

(1) 経過報告について

議題

(1) 補強(案)について

(2) 保存活用計画(案)について

(3) その他

<事務局>

ただ今より、平成28年度第4回旧端出場水力発電所保存活用計画策定委員会を開会いたします。お手元に配付をさせていただきました次第に沿って進めてまいります。

本日の委員会は、要綱第6条により、委員の出席者が過半数を超えておりますので、委員会は成立いたしておりますことを確認いたします。

また、本日は、オブザーバーとして、愛媛県から2名ご出席いただいておりますのでご紹介いたします。

愛媛県から文化財保護課の高市係長と土手内主事です。本日は、よろしくお願い申し上げます。

それでは、要綱の規定により、議事進行を委員長において、お願いいたします。

委員長よろしくお願いいたします。

<議事録>

委員長	<p>それでは、第4回新居浜市旧端出場水力発電所保存活用計画策定委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本日の会議の公開についてであります。 「新居浜市審議会等の公開に関する要綱」第3条に基づきまして、原則公開となっております。ただし、今回の審議内容である(1)補強(案)や(2)保存活用計画(案)については、未確定なことが多く、各委員の研究中の事例、未確定な他の取扱い事例等も取り上げられることから、各法人・団体・個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、冒頭の経過報告のみ公開とし、議題の審議内容については、非公開といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員 異議なし)</p>
委員長	<p>次に、これまでに3回会議を開催しておりますが、前回までの会議の経過等について、事務局より簡潔に報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>耐震診断及び補強(案)については、診断結果に対応するための補強(案)で、いろいろな方向性がある中で、今回は大きく、内部鉄骨補強、外部鉄骨補強、内部シェルターのこの3つに絞って議論を行いました。</p> <p>委員からの主な意見としては、発電所にとって何が一番大事かということ、水圧鉄管や発電機に補強を入れるときに構造的にあまり影響がないような方法を選んでいただきたい。また、バットレスの事例で、シャトーカミヤ旧醸造場施設や、山形県旧県会議事堂の両面で行っている事例等検討してまいりました。どうしても耐震性と見た目と、相関関係の中で決めら</p>

れることで、その見てくれと外側にどのくらい鉄骨が出てくるのか、その辺を含めて市民の皆様にな納得いただけるような結論が良いとの意見がございました。

文化庁の調査官からは、補強整備は、見えなければいいという訳でもないが、100%心残りのないというのは出来ないで、ある程度優先順位を付けた中で、検討した経緯、結果を残した上で結論を出す必要があるという意見をいただきました。

結論としては、なるべく美しく補強ができるように、また、市民にな納得がいく説明ができるようにということで、バットレス（案）で了承いただいております。

今回、バットレス補強案について、更に再計算・再検討した内容について、協議を行うこととなります。また、文化庁調査官からの意見を踏まえて、これまでの考え方の整理を行います。

次に、保存活用計画については、保護の方針として、「保存年代の設定を昭和52年（送電停止時）の姿を残し、変遷した過程も保存するという事で変遷を含めて、発電所の当初の姿とともに変遷した過程も保存する。」と決定しております。その中で、具体的に部位の設定等について、委員の皆さんに検討いただきましたが、件数も多く、何回も見直した中で、議論も多くありました。後ほど、改めて見直した結果をご報告いたします。

なお、公開方法としては、「敷地内（建屋）は、日中開放とし夜間は閉鎖する。建物内部と水抜き穴の見学、鉄管跡地見学ステージはガイドによる見学のみとする。」を案としています。

具体的な活用方法については、ワーキンググループ経過報告では、前回までの県道からの進入路の話は、採鉱本部があったときに進入路があり、工事用車両を通れるように整備をとということでしたが、法面の勾配が取れず、建築基準法に抵触するため、見送っております。

橋梁案については、マイントピア別子側からの吊橋等により、景観に影響することや入口付近にあまりスペースがないこと、玄関前の石積み、建屋に影響を及ぼすのではないかとということ、また、東予地方局の方からも、マイントピアの橋と第四通洞前の橋と、狭い区間に3本もの橋の必要性について指摘があり、この案も取り下げております。

3つ目の県道張出歩道案は、第2駐車場から県道に張出道路によるもので、最終的には、周回道路案に包括されます。

その他の検討内容として、マイントピア別子から、堰堤を利用して遊歩道を付けて、連絡通路とする案ですが、県からも河川区域内ということで、構造物は認められないとの回答があったため、対象外としております。

前回までに議論した中では、そういった視点を網羅したマイントピア別

子との周回道路案を目指しており、後ほど整理したものをご報告いたします。

これらの議論は、保存活用計画に検討してきた経過として、すべて掲載する予定です。

次に、建物内部については、大きく変更となったのが、PCBトランスで、洗浄処理すれば、産業遺産として残すことが可能とのことで残す方向で当初考えていたが、処分費が数千万円かかることが判明し、前島先生にも相談しましたが、費用面でかなりかかるのであれば解体処分もやむを得ないであろうということで、廃棄を含め検討する必要が生じています。

水道、トイレ下水の設置については、周回道路案の中で距離的な問題はないので、全体計画の中で考えていきますが、必ずしもトイレが必要であるという結論には至っておりません。

煉瓦の迷彩（タール）の除去問題は、表面は簡易なクリーニングで、高圧クリーニングしないということで、経過を残すのであればタールを除去することまでは考えず、ある程度残す方向で議論されています。

見学者の安全配慮については、避難誘導路・階段拡張・張出歩道延長で対応したい。

個別部分では、機器の塗装は、内部の機器類はすべてペイントを塗り直した方がいいとか、塗り直す必要はないとか、議論がなされました。前回までは、極力塗らないで現状のままで、クリーニングだけして保存していくということとなっております。

クレーンについては、一部でも動かす方向でとなっております。

鉄管跡地への横断歩道については、最終的な結論は見出せておらず、横断歩道の目的と必要性の問題等、警察や公安委員会の判断により「付ける。」、「付けない。」ということになりますので、必要性はありますが、最終的な結論には至っていない状況です。

外側の水車は撤去ということで、水車小屋については、利用できるものは利用すべきであるということになりましたが、発電所とはまったく関係がないため「この施設との関係はありません。」という表示が必要であるということとなっております。

委員さんからの意見としては、新居浜火力、端出場水発、東平変電所、第三変電所の電力体系の位置付けを活用計画の中で入れてほしいということで、これについては、末岡照啓先生の方で、序文のところでも歴史的な評価を表現していただきましたのでクリアできております。

文化庁の総評としては、「内容については、非常に細かく検討いただき、特段申し上げることはないが、建物と周辺整備、更に回遊性を持たすという議論は、非常に大事な話である。端出場水力発電所を整備して、新しい

委員長	<p>公園の中にポツンと煉瓦造の建物が残るということだけは避けた方が良いでしょう。そのようなことがないように、出来るだけ、出来上がりのイメージを共有していただきながら進めていただきたいと思います。」という講評がございました。</p> <p>それに基づき、今回、補強案の決定と保存活用計画について、これまでの協議した内容の整理と計画全体の詳細な部分の協議及び確認ということで進めさせていただきます。</p> <p>以上で、経過報告とさせていただきます。</p> <p>以上のような経過でございます。それでは、議題（１）補強（案）に入ります。</p> <p>なお、冒頭申し上げましたとおり、これ以降は非公開といたしますので、傍聴者の方は、御退場願います。</p> <p>（傍聴者退場） （５分間休憩）</p> <p>（以下、非公開部分）</p>
-----	--